

税（消費税）

消費税のインボイス制度
事業者登録受付中



事前の登録申請が必要です

■【事業者の皆さんへ】インボイス制度がスタートします

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。

▼インボイス（適格請求書）

インボイスとは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、「区分記載請求書」に「適用税率」「消費税額」「適格請求書発行事業者の「登録番号」などが記載された書類や電子データをいいます。

▼インボイス制度とは

・買手側

インボイス制度が開始された日以降の取引について、消費税の申告時に仕入税額控除を受けるため

には、原則として、仕入先（売手）から発行された適格請求書（インボイス）が必要です。必ず保存しておきましょう。

・売手側

売上先にインボイスを発行するためには、管轄の税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請を行い、登録通知を受け取る必要があります。適格請求書発行事業者として登録された場合、課税売上額が1000万円未満であつても消費税の課税事業者となり、申告納付が必要になります。

▼適格請求書発行事業者の登録

令和5年3月31日までに管轄の税務署（熊本東税務署）に登録申請を済ませると、制度開始日からインボイスを発行できます。また、制度開始と同時に簡易課税制度を選択する場合は、事前の届け出が必要です。

▼お問い合わせ先

軽減・インボイスコールセンター
0120・205・553
※午前9時～午後5時（土・日および祝日を除く）



▲国税庁ウェブサイト「特集インボイス制度」ページも併せてご覧ください。

町税務課 ☎096-234-1112（内線116）

国民健康保険・後期高齢者医療保険

■ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品のことを「後発医薬品」という呼び方をします。それに対して新薬のことを「先発医薬品」と呼びますが、この新薬の特許が切れた後に販売される医薬品であるため「後発医薬品」と呼びます。後から販売されるようになって、新薬と同じ有効成分・用法用量で、同等の効果を持つようにつくられています。

■ジェネリック医薬品が新薬よりも価格が安い理由

新薬を開発するには莫大な費用が掛かりますが、その新薬は20～25年の特許期間は開発メーカーが独占的に製造することができます。しかし、この特許期間が過ぎると、

ほかのメーカーも同じ成分の薬を製造することができます。開発の費用が掛からない分、ジェネリック医薬品の価格は新薬の2～7割ほど安価なものが多くなっています。

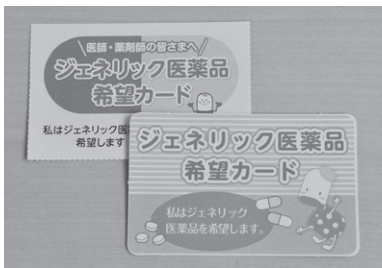
■なぜジェネリック医薬品を推奨するのか

高齢化が進み今後も医療費が伸びていくことが予想されており、皆さんの医療費の負担も増えていくこととなります。ジェネリック医薬品を使うことで自分自身の費用負担が減ると同時に国民健康保険財政への負担も減らすことができます。医療費を抑えることは、それに必要な国民健康保険税はもちろんだ、国、県、町の税金の負担を抑えることにつながります。

■どうすればジェネリック医薬品を利用できるか

ジェネリック医薬品の処方方を希望する場合は、医師の処方せんが必要です。まずは、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。町では、被保険者証と一緒に「ジェネリック医薬品希望カード」を配布していますので、ぜひご利用ください。

ジェネリック医薬品で
医療費を節約しましょう



希望カードは町住民生活課で配布しています

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線106）

国民健康保険・後期高齢者医療保険

第三者の行為によって
傷害を受けたら届け出を

詳しくは町住民生活課へお尋ねください

■交通事故などの第三者行為は
町へ届け出が必要です

交通事故や飼い犬にかまれるなど、第三者の行為によって疾病や負傷をすることを「第三者行為」といいます。国民健康保険被保険者や後期高齢者医療保険被保険者が第三者行為によって傷害を受けた場合、被害者の過失割合部分を除いて、医療費は加害者が負担することになっています。

その場合、それぞれの健康保険で保険診療は受けられますが、町住民生活課への届け出が必要となります。

第三者行為による医療費は、国民健康保険および後期高齢者医療保険（保険者）が一時立て替えて支払います。その後、町への届け

出に基づき、立て替え分を保険者が加害者に代理請求します。

届け出の前に加害者と示談を結ぶとその内容が優先し、国民健康保険および後期高齢者医療保険での保険診療扱いをすることができなくなる場合があります。示談を結ぶ前に、必ず町住民生活課保険係へ届け出てください。

●第三者行為の例

- ・交通事故やけんかによる傷害
- ・飼い犬がかみつきの傷害
- ・建設現場などでの落下物による傷害

■交通事故に遭った場合は

交通事故に遭ったら、すみやかに警察に届け「交通事故証明書」を申請しましょう。

●けがをして医療機関などで治療を受けるときは

①第三者行為（交通事故や傷害事故）であることを医療機関などの窓口で申し出ましょう。

②町へ「第三者行為による被害届」などを提出しましょう。

●町への届け出に必要なもの
被保険者証、第三者行為による被害届、交通事故証明書、事故発生状況報告書、念書、誓約書、印かん

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線106）

国民年金

■保険料を追納すると年金の
受領額を増やせます

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた場合と比べ、65歳から受けられる老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

しかし、免除などの承認を受けた期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納めることができる追納制度があり、将来受け取る老齢基礎年金額を増やすことができます。

また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。該当する期間がある場合には、保険料を追納することをおすすめします。

■追納制度を利用する場合の
注意点

追納制度を利用して保険料を納める場合には、次の6点に注意が必要です。

①保険料の追納を行う場合には、町住民生活課または、年金事務所への事前の申し込みが必要です。

②追納ができるのは追納が承認された月の前の10年間以内の免除期間に限られます。

③年金機構から発行される納付書で支払ってください（口座振替やクレジットカード納付はできません）。

④承認された期間のうち、原則として古い月の保険料から納付することになります。

⑤老齢基礎年金を受給することができる人は、保険料の追納できません。

⑥承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料の追納をする場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せられます。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所
096-367-8144

付加年金保険料で受給
年金を増やしませんか

詳しくは町住民生活課へお尋ねください

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線104）